

鹿追町国民健康保険病院経営改善支援業務委託仕様書

1 業務名

鹿追町国民健康保険病院経営改善支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、当院の経営改善・経営力強化に向けて、経営改善策の提案・実行支援を実施するものである。

本業務における経営改善とは、事務職員に限らず医療職も含めた全職員の病院経営に係る意識の浸透と収支改善、鹿追町国民健康保険病院の使命役割の実践、町民に必要とされ、職員が働き甲斐のある職場風土作り等の提案とその伴走型実行支援により、経常収支の改善を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

受注者は、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 病床稼働率向上の実行支援

- ① 病床稼働率向上に向けた現状の課題整理と当院に合った対応策の提言
- ② 病院、開業医、高齢者施設との連携強化の施策提言及び実行支援
- ③ 救急隊との連携強化の施策提言及び実行支援
- ④ 住民との連携強化の施策提言及び実行支援
- ⑤ 院内の部署内、多職種間の連携強化など院内連携強化の施策提言及び実行支援
- ⑥ 病床稼働率によって患者・家族に寄り添う入退院支援業務の円滑化の施策提言及び実行支援

(2) 収支改善計画の策定及び実行支援

- ① 施設基準・加算の適正化及び加算の算定率向上などによる入院単価増に向けた実行支援
- ② 診療報酬改定対応に関する有益な情報提供及び対応強化の実行支援
- ③ 医薬品・診療材料の購入価格低廉化に繋がる情報提供及び実行支援
- ④ 経費削減に資する施策の情報提供及び実行支援
- ⑤ 経営健全化に向けた会議運営支援
- ⑥ 各部門へのヒアリング及び提言の実施

(3) その他の業務

- ① 行政、議会との連携強化に資する施策の提言及び実行支援
- ② 患者及び職員満足度の向上に繋がる研修の企画及び実行
- ③ 本業務の進捗管理・報告
- ④ 上記のほか、本業務の目的実現に向けて必要と認められる業務（自由提案）

5 業務の実施条件等

- (1) 本業務の遂行に当たっては、発注者と十分な連絡を保ち、処理方針については、発注者の指示及び承諾を受けること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、関係する法令や例規並びに適用基準等を遵守すること。

- (3) 本業務の遂行には、受注者は相当な知識と技術を有するスタッフを適切に配置し、本業務において良質かつ安定的な支援を継続的に提供すること。
- (4) 受注者は、本業務期間中発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。
- (5) 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、適宜発注者との打合せのうえ業務方針を確認し、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録の上、議事録として提出すること。
- (6) 受注者は、国の動向及び北海道・鹿追町の保健・医療・介護・福祉全般についての十分な理解のもとに本業務を遂行しなければならない。
- (7) 発注者は、受注者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。

6 工程表等の提出

- (1) 受注者は、契約締結の際に次の書類を提出し、発注者の承諾を受けること。
 - ① 工程表
 - ② 担当職員一覧表
 - ③ その他発注者が必要に応じて指定する書類
- (2) 受注者は、上記に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で報告し、承諾を受けること。

7 業務実施体制

- (1) 体制の基本方針
受注者は、本業務を円滑かつ確実に遂行するため、適切な人員配置および管理体制を整えるものとする。
なお、オンライン（ZOOM等）で助言・支援が実施できるような実施体制を併せて整える。
- (2) 発注者は担当された受注者の従業員が不適格と判断した場合は、受注者に改善の要求又は当該従業員の交代を求めることができる。
- (3) ヒアリング等に当たっては、相手となる職員等と円滑に実施すること。

8 その他

- (1) 本業務は、本仕様書及び受注者の提案内容に基づき実施するものとする。
- (2) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
また、主たる部分以外の業務を再委託する場合は、あらかじめ、書面により当院の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
また、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- (4) 本業務で取扱う情報は、セキュリティ管理を徹底すること。
- (5) 受注者が本業務において使用し、又は本業務の過程で作成、開発等をした成果物、ノウハウ等に関する知的財産権その他の権利は、受注者に帰属するものとし、発注者は、本業務を通じて受注者から提供された成果物、ノウハウ等については、発注者が行う活動のためにのみ使用又は提供できるものとする。
- (6) 本業務に関し、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。